

## 特定事業の選定の取消について

国立大学法人電気通信大学は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号、その後の改正を含む。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、特定事業として選定し、令和7年8月1日付けで公表した「電気通信大学（調布）共創進化棟（仮称）整備運営事業」について、特定事業の選定を取り消したので、ここに公表する。

令和8年6月26日

国立大学法人電気通信大学長

村松 正和